

宅地(保留地)分譲のご案内

豊橋柳生川南部土地区画整理組合では、宅地(保留地)の分譲を先着順で受け付けています。ご購入を希望される方は、組合事務所までお申し込みください。

【申込・問合せ先】

豊橋柳生川南部土地区画整理組合 電話 (0532) 31-1623
豊橋市牟呂市場町 16 番地の 1
* 午前 8 時 30 分～午前 12 時 00 分及び
午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分 (土日祝日等を除く)

お申込みから宅地(保留地)の引渡しまでのスケジュール

買受申込みから宅地(保留地)の引渡しまでは、次のとおりとなります。

1 物件確認、資金計画

- ・保留地は、現状でお渡ししますので、購入申込みの前には、必ず、現地をご確認ください。
- ・保留地を担保とする融資は、組合が提携している金融機関にご相談下さい。

2 購入申込み

- ・提出書類を整えて、受付期間に組合事務所まで直接お持ちください。郵送による申込みはできません。
 - ・契約者の名前でお申込みください。
共有名義の場合は、共有者の連名でお申込みください。
- (申込者が個人の場合の提出書類)
- 1) 保留地買受申込書
 - 2) 本籍地の市区町村長が発行する身元証明書
 - 3) 登記されていないことの証明書
 - 4) 住民票謄本(世帯全員分)
 - 5) 誓約書
 - 6) 確認書
 - 7) 委任状(代理人が提出する場合。)

3 申込み者の資格審査

- ・提出書類等に関して、組合が資格審査を行います。



4 保留地売却決定通知書の交付

・資格審査終了後、組合から申込者へ送付いたします。保留地売買契約の締結時にお持ち下さい。



5 保留地売買契約の締結

・必要書類等を整えて、組合事務所へお越し下さい。
共有名義の場合は、共有者全員分必要です。

(必要書類)

- 1) 保留地売却決定通知書
- 2) 実印（法人にあっては、社印および代表者印）
- 3) 印鑑登録証明書
- 4) 収入印紙（売買代金に応じた金額）
- 5) 契約保証金の振込が確認できる書類

契約保証金の納付

・契約者は、契約するとき（当日）に契約代金の10%（1000円未満切り捨て）を「契約保証金」として、組合の口座に振り込んでください。

売買契約締結日：保留地売却決定通知から10日以内
都合の良い日を組合にご連絡ください。



6 契約代金（残金）の納付

・契約者（買受人）は、契約を締結した日から60日以内に契約代金から契約保証金を除いた金額を組合の口座に振り込んでください。



7 保留地引渡し書の交付

・契約代金（残金）の納付が完了したら、組合にご連絡ください。
・納付の確認が取れ次第、組合から契約者に「保留地引渡し書」を郵送いたします。



8 保留地の引渡し完了

・保留地引渡し書に記載される引渡し日に、宅地（保留地）を現状で引渡したものとします。引渡し日から住宅建築などの宅地利用が可能となります。
・引渡し日以降の宅地の維持管理費用をはじめ上下水道や電気・ガス等の引込み費用などは、契約者（買受人）の負担となります。

(その他)

- ・所有権移転登記：土地区画整理事業の完了時に、組合が、法務局に嘱託して登記を行います。
なお、所有権移転登記に要する費用（登録免許税）は、契約者（買受人）またはその相続人の負担となります。
- ・契約金額の精算：保留地の地積は、土地区画整理事業の完了前に地区全体で実施する測量において、確定します。保留地の地積に増減が生じた場合は、組合と契約者（買受人）またはその相続人との間で、徴収または交付のいずれかで精算いたします。